



第3期 千代田区子ども・子育て支援事業計画 （素案）の概要

千 代 田 区
令 和 7 年 3 月



第1章 計画の概要

○ 計画の趣旨

都心部に位置する本区では、これまで総人口・年少人口ともに増え続けてきましたが、近年は人口動態に変化が見られています。そのため、今後も「待機児童ゼロ」の継続は維持しながらも、教育・保育の量の確保から質の向上へ施策転換を図り、子育て世帯が安心して住むことができる魅力あるまちづくりを実現していくことが求められています。

こうしたことから、区では、令和6年度末に期間満了を迎える「第2期千代田区子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を継承しながら、現在の社会情勢や区のこれからの教育・保育の需要量等の見込みを勘案し、新たに令和7年度を初年度とする「第3期千代田区子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

○ 計画の目的

子ども・子育て支援法では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施主体である地方自治体の責務として、それぞれの事業の需要量見込みや確保の内容、実施時期などを定めた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。

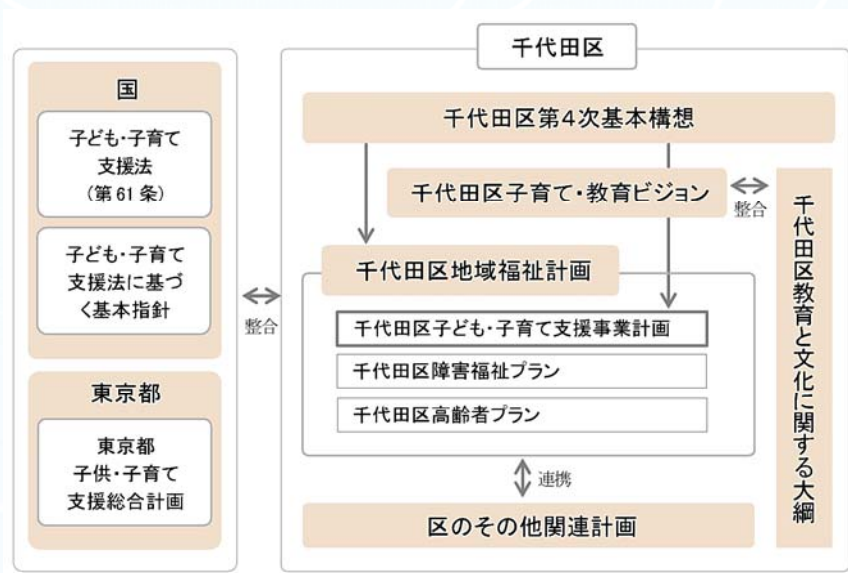
そのため、本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、本区の今後5年間の教育・保育及び各地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等を定めることを目的とするものです。

○ 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

○ 計画の位置付け

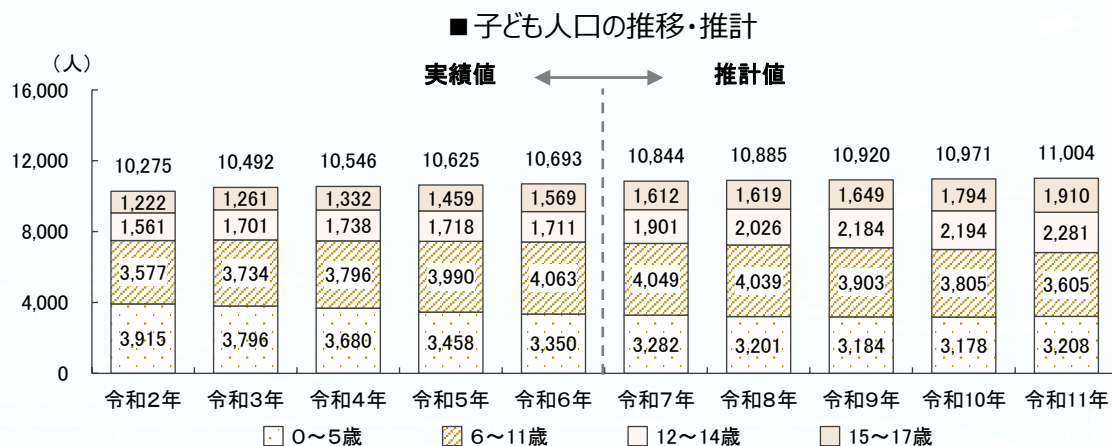
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、「千代田区第4次基本構想」や、「千代田区子育て・教育ビジョン」及び「千代田区地域福祉計画 2022」を上位計画とし、区のその他関連計画との連携・整合を図りつつ策定を行います。



第2章 区を取り巻く現状

○ 子ども人口の推移・推計

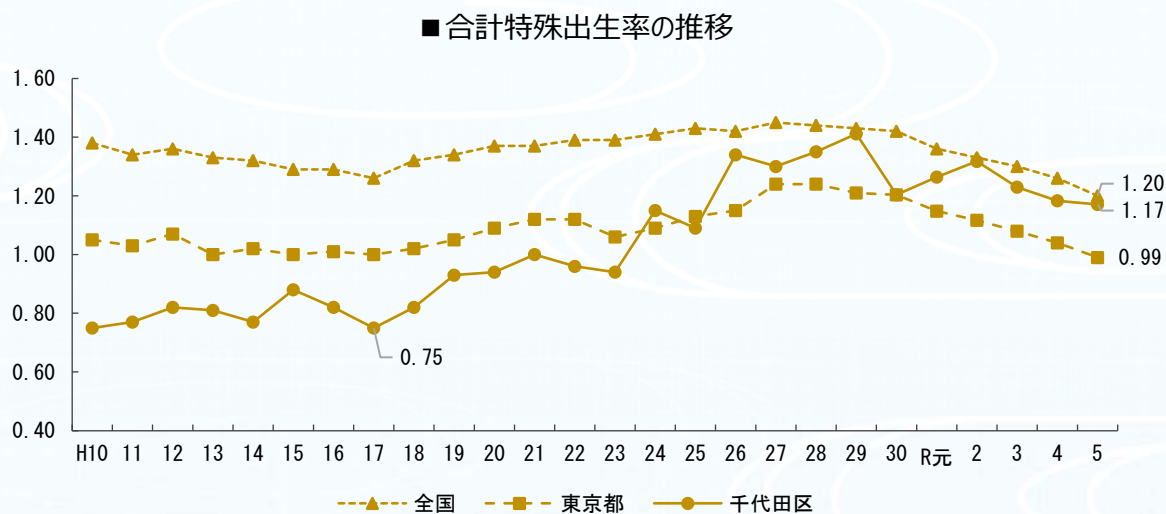
本区の0歳～17歳までの子どもの人口の推移・推計をみると、全体では若干の増加傾向にあり、令和11年には11,000人を超えることが予測されています。0～5歳人口は、概ね減少傾向にありますが、令和11年には増加に転じる予測となっています。



○ 合計特殊出生率

本区の合計特殊出生率は、平成17年に0.75まで落ち込みましたが、その後回復傾向にあり、令和5年時点では1.17となっています。

全国及び東京都と比べると、平成23年までは全国及び東京都よりも低い水準で推移していましたが、平成24年以降は、増減を繰り返しながら、東京都よりも高い水準で推移しています。



○ 区民ニーズ調査結果の概要

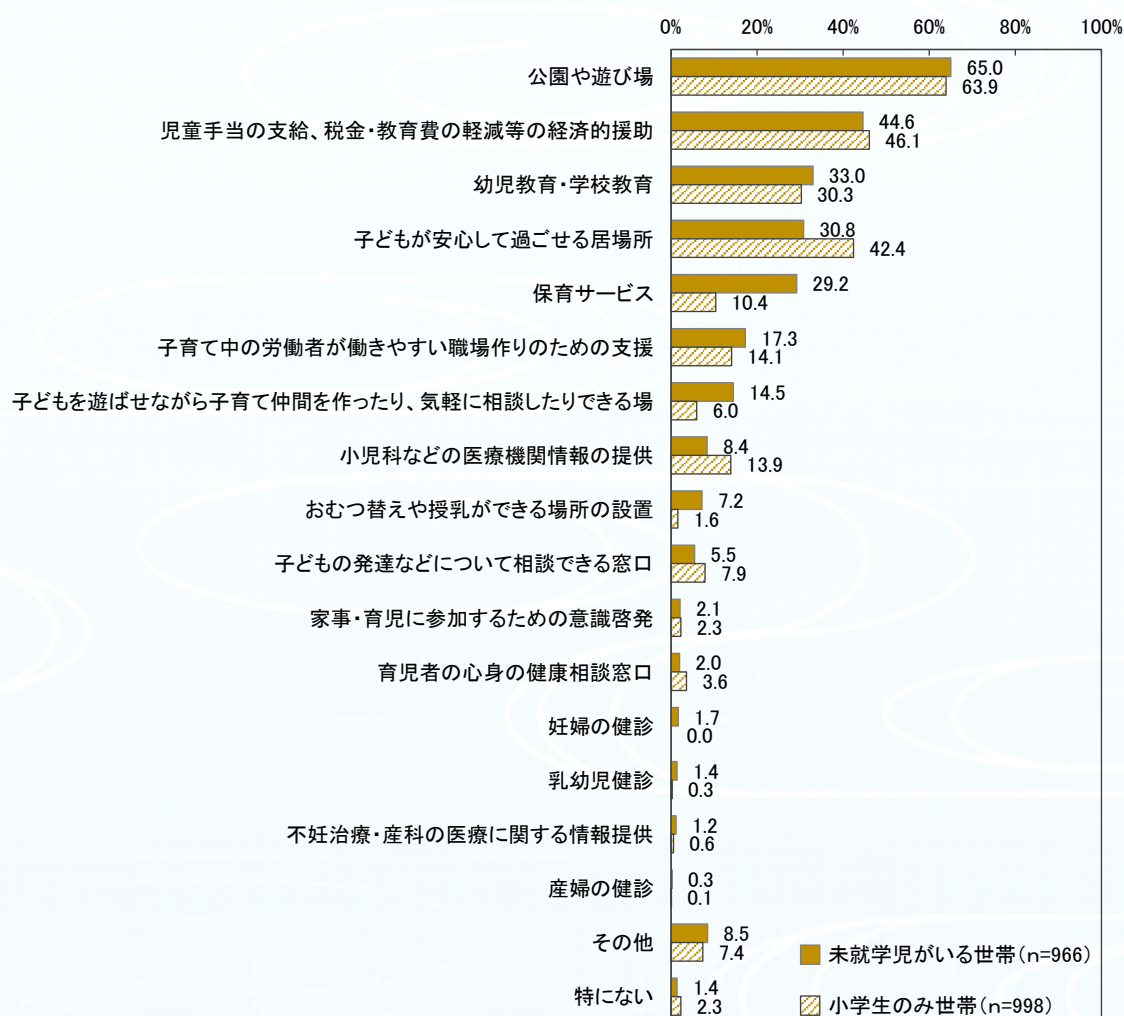
本計画を策定するにあたり、令和6年1月から2月にかけて、区民の子育てに関する現状やニーズを把握することを目的とした「区民ニーズ調査」を実施しました。

・充実してほしい子育て支援サービス、保育サービスについて

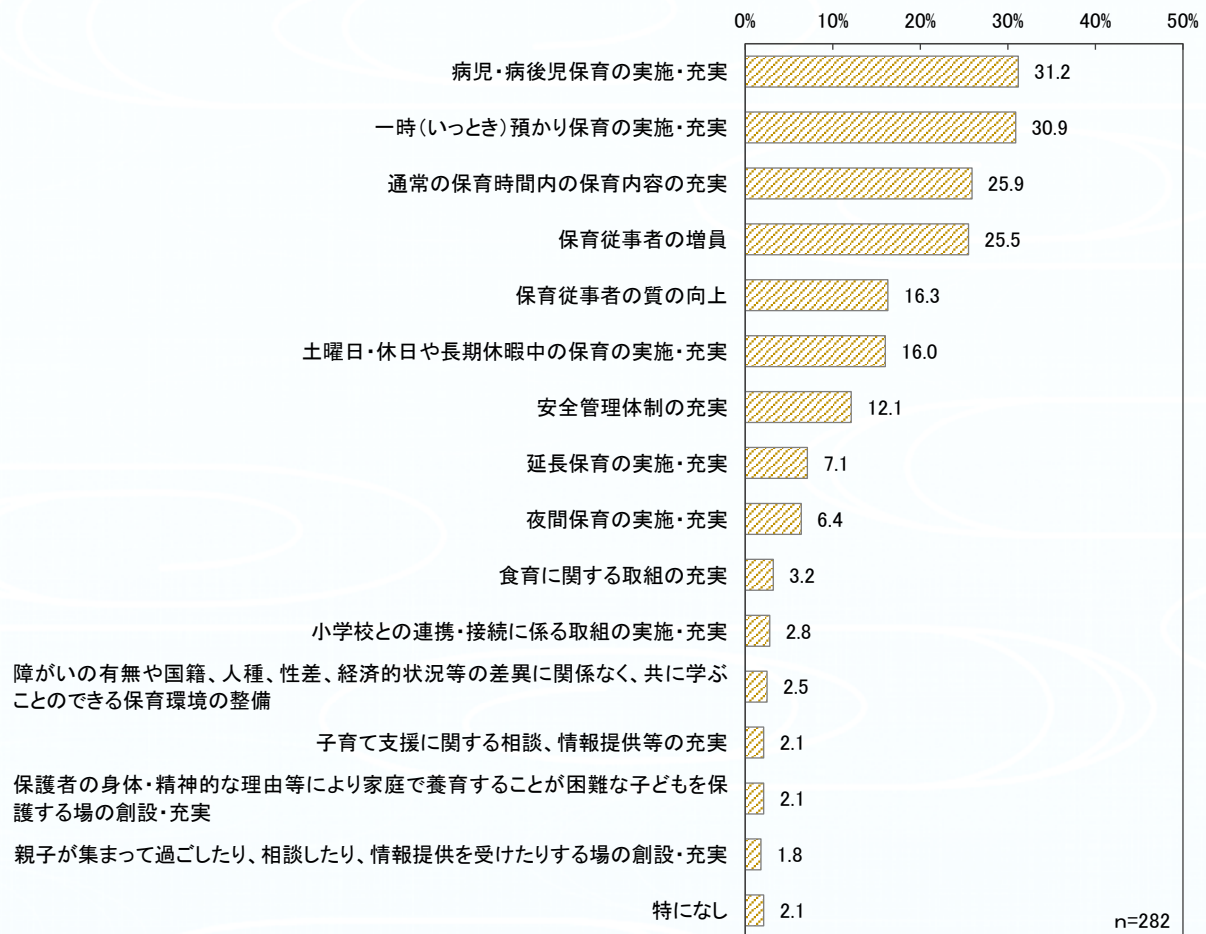
充実してほしいと思う子育て支援サービスでは、「公園や遊び場」、「児童手当の支給、税金・教育費の軽減等の経済的援助」の割合が高くなっています。また、未就学児がいる世帯では、次に「幼児教育・学校教育」の割合が高く、小学生のみの世帯では、「子どもが安心して過ごせる居場所」の割合が高くなっています。

また、充実してほしい保育サービスでは、未就学児がいる世帯において、「病児・病後児保育の実施・充実」や「一時(いっとき)預かり保育の実施・充実」など、サービスの拡充を求める声と、「通常の保育時間内の保育内容の充実(付加的プログラムの実施)」、「保育従事者の増員」及び「保育従事者の質の向上」など、内容の充実を求める声の両方がありました。

■ 充実してほしい子育て支援サービス



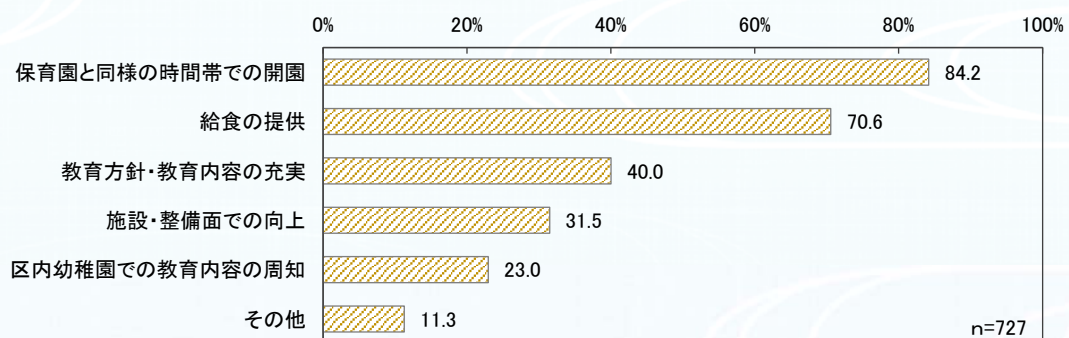
■ 保育園等において充実してほしい保育サービス（未就学児がいる世帯のみ）



・ 区立幼稚園に求められているサービス

区立幼稚園を利用していない保護者に対して行った「どのようなサービスがあれば区立幼稚園を利用したいか」という設問では、「保育園と同様の時間帯での開園」、「給食の提供」、次いで「教育方針・教育内容の充実」の順に割合が高くなっています。

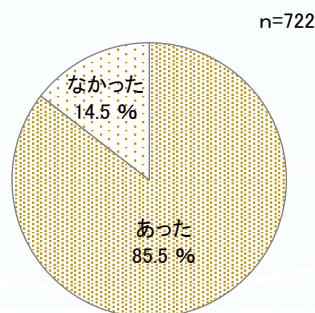
■ どのようなサービスがあれば区立幼稚園を利用したいか



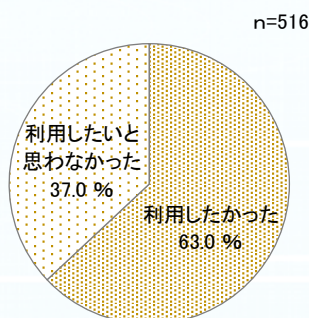
・病児・病後児保育の利用希望

幼稚園や保育所等を利用している保護者のうち、8割以上の方が「お子さんの病気やケガで保育園や幼稚園等が利用できなかったことがある」と回答されています。また、その際に、母親または父親が仕事を休んで対応した方の割合が高くなっていますが、そのうち、「できれば病児・病後児保育施設を利用したかった」と考えている方が6割以上となっています。

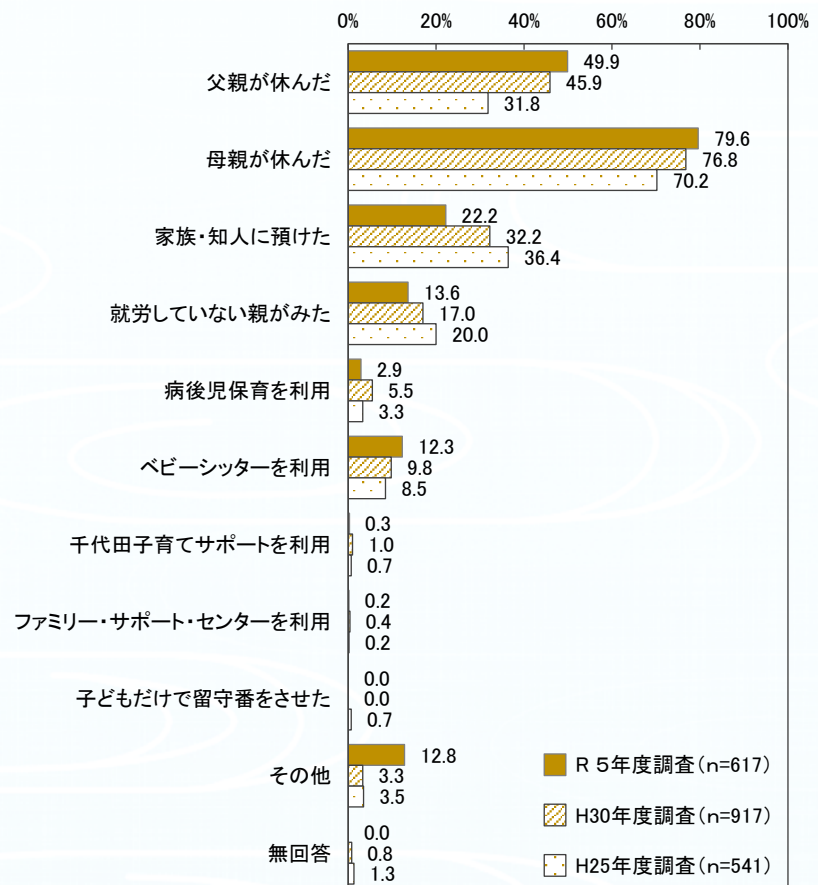
■ 1年間で、病気やケガで保育園などに通えなかったこと



■ 病児・病後児のための保育サービスを利用したかったか



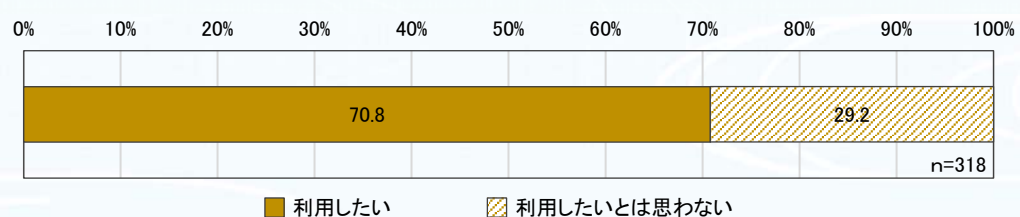
■ 病気やケガで保育園などが利用できなかったときの対応



・こども誰でも通園制度の利用希望について

令和7年度から地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけられる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用希望については、対象となる幼稚園や保育所等の定期的利用のない3歳未満児では、7割以上の保護者が「利用したい」と回答されています。

■ こども誰でも通園制度の利用希望



第3章 第2期計画の振り返り

○ 教育・保育

教育・保育については、増大する保育需要等に対応してきた結果、各年度とも実績値が確保方策（量）を下回り、「待機児童ゼロ」の状態が継続されています。今後とも、区の人口動向を踏まえながら、適切な確保方策（量）を設定し、「待機児童ゼロ」を継続していく必要があります。

一方、人口構造の変化に伴い、一部保育所等では定員に満たない施設も出てきており、適切な供給量を確保すると同時に、利用定員の見直しや幼稚園の認定こども園化、「こども誰でも通園制度」の導入など、あらゆる選択肢を視野に入れながら、余剰資源の有効活用を図り、区民ニーズに応じた適切な施設整備を進めていくことが必要となります。

○ 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業では、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業（※令和6年度より「養育支援訪問事業」と「子育て世帯訪問支援事業」に移行）、一時預かり事業、病児・病後児保育事業の利用者が増加傾向にあり、特に、子育て短期支援事業と養育支援訪問事業では、利用実績が見込み量を大きく超える結果となりました。また、放課後児童健全育成事業では、令和4年度以降に利用者が増加傾向であり、その他、病児・病後児保育事業でも、コロナ禍が落ち着いた令和5年度以降に利用者が急増しています。これらの事業を含め、各地域子ども・子育て支援事業については、次章に定める量の見込みに応じて適切に事業を展開していく必要があります。

第4章 量の見込みと確保方策

○ 教育・保育の量の見込みと確保方策

■ 幼児教育（3～5歳・1号認定及び2号認定のうち学校教育の利用希望が強いと想定される児童）

<区全体>	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	580	551	539	531	531
1号認定	416	394	386	378	379
2号認定のうち学校教育の利用希望が強いと想定される児童	164	157	153	153	152
②確保方策（人）	894	894	894	894	894
区立幼稚園	555	555	555	555	555
区立こども園（短時間）	114	114	114	114	114
認定こども園（短時間）	15	15	15	15	15
新制度未移行幼稚園	210	210	210	210	210
差し引き②－①（人）	314	343	355	363	363

■ 保育所等（3～5歳・2号認定）

<区全体>	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	963	913	891	877	881
②確保方策（人）	1,247	1,229	1,229	1,229	1,229
認可保育園	924	924	924	924	924
区立こども園（長時間）	141	141	141	141	141
認定こども園（長時間）	48	48	48	48	48
認証保育所等	134	116	116	116	116
差し引き②－①（人）	284	316	338	352	348

■ 保育所等（0～2歳・3号認定）

<区全体>	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	1,017	1,024	1,035	1,051	1,065
②確保方策（人）	1,209	1,187	1,187	1,187	1,187
認可保育園	774	774	774	774	774
区立こども園	91	91	91	91	91
認定こども園	42	42	42	42	42
幼保一体施設	45	45	45	45	45
認証保育所等	226	204	204	204	204
地域型保育事業	31	31	31	31	31
差し引き②－①（人）	192	163	152	136	122

○ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業には、これまでは、13の事業が位置づけられていましたが、子育てに困難を抱える家庭に対する具体的な支援を拡充していくことを目的として、令和4年度の児童福祉法の改正及び令和6年度の子ども・子育て支援法の改正により、6つの事業が加えられました。

<第3期計画から新たに追加となる事業>

- ・ 子育て世帯訪問支援事業
- ・ 親子関係形成支援事業
- ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ・ 児童育成支援拠点事業
- ・ 妊婦等包括相談支援事業
- ・ 産後ケア事業

新たに追加となった事業については、実施体制の確保に取り組み、他事業や関係機関との連携を図り、利用希望者がサービスを円滑に利用できるよう、必要に応じた事業の実施を検討していきます。特に、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、国の事業詳細が明らかになり次第、早期の事業実施に向けて検討を進めます。

第5章 区の重点課題と解決の方向性

○ 教育施設（幼稚園）の今後のあり方について

長時間保育の実施及び給食の提供

区民ニーズ調査の結果では、長時間保育の実施や給食の提供が幼稚園に求められていることが分かりました。そのため、現在、長時間保育の実施及び給食の提供ができていない区立幼稚園について、長時間保育を実施できるよう人員の確保と、給食が提供できるよう調理施設の確保に努めます。また、今後の保育需要を注視し、認定こども園への移行も視野に入れて検討していくこととします。

幼児教育の充実

本区では、小学校への滑らかな接続と教育・保育の質を高めるため、当面、「8校8園体制」を維持し、研修や行事等で保幼小の職員同士の連携や子ども同士の交流機会を通じて、質の高い初等教育の提供・充実につなげていきます。

また、子どもたちの自立心や探究心を育てていくために、一人ひとりの発達に必要な体験が得られる環境構成や適切な援助を行うほか、国際的な視野を広め、将来グローバルに活躍する人材の育成を目指し、多文化理解の促進と国際感覚の醸成に資する国際教育を推進していきます。

○ 保育の質の向上

保育従事者の質の向上

保育の質を考えるうえでは、保育従事者の子どもとの関わり方が何よりも重要です。保育従事者が、子どもの自立心や主体性が育まれるように見守り、応答的に関わることで、子どもの主体的・対話的な深い学びが実現します。

そのため、現在、区で実施している各種研修制度の充実を図るとともに、保育従事者が研修を受けられる環境整備を行うことで人材育成を推進します。また、保育所等の指導検査や巡回支援を通じて、保育従事者等に対して必要な助言・指導・相談を行うなど、保育全般の質の向上につなげていきます。

保育従事者の増員

区民ニーズ調査の結果では、保育サービスにおいて「保育従事者の増員」を希望する回答が特に多く、また、令和6年度には保育士配置基準が見直され、今後も国において見直しが予定されている等、保育従事者の増員がさらに進む傾向が見込まれます。

こうした状況を踏まえ、今後、区としての必要な配置の考え方を整理し、保育士配置基準見直しのための条例改正について検討を行うとともに、保育士等の処遇改善等も含め、本区の地域ニーズに即した独自の視点から保育従事者の増員を図っていきます。

また、障害の有無に関わらず、すべての子どもが広く保育を受けられるよう、今後も加配保育士の配置及び補助金の充実について検討を行っていきます。

安全管理体制の充実

全国的に、保育施設等で発生した重大事故の件数は毎年増加し、虐待等についても社会問題となるなど、園児の安全確保の必要性が高まっています。

区内の保育施設等において重大な事故や虐待等は確認されていないものの、子どもに対する体罰や言葉の暴力はあってはならないものであり、徹底して対策を行う必要があります。

改めて区においても指導検査を強化するとともに、保育内容に関する訪問指導を新たに実施し、不適切な保育や虐待等の早期発見及び未然防止に努めます。また、虐待や不適切な保育に係る相談窓口の普及・啓発を行うことで、虐待等が疑われる事案を速やかに把握するよう努めます。

土曜日・日曜日・祝日や長期休暇中の保育の実施・充実

働き方の多様化等により、土曜日・日曜日・祝日や長期休暇中の保育ニーズが高まっています。現在、保育所等では日曜日の保育は行っておらず、幼稚園では原則として土曜日・日曜日・長期休暇中の保育を行っていません。

今後は、幼稚園については長期休暇中の保育の実施を行い、保育所等については日曜保育の実施について実施の可否を含めて検討を行っていくこととします。

保育内容の充実、付加的プログラム

区民ニーズ調査の結果では、「通常の保育時間内の保育内容の充実(園外保育等のイベント、体操、英語等の付加的プログラムの実施)」を希望する回答が多くありました。

付加的保育を効果的に実施することで、子どもの健やかな成長や心身の発達を促す効果が期待されます。今後は、既存の保育内容に加えて様々なプログラムが実施できるよう検討していきます。

一時(いっとき)預かりと病児保育の充実

本区では、保育園・こども園などの一時保育のほかに、児童館等の一時預かり保育、拡大型一時預かり保育も行っています。適正な需給バランスに留意しながら現在の確保体制を維持していきますが、今後、新規に事業を実施したい意向がある事業者についてはニーズに応じて事業を実施していくこととします。

また、これまで病後児保育を区立保育園等において実施してきましたが、病児保育についてもニーズが高くなっています。病児・病後児保育については、今後も事業の拡充に向けて、訪問型などの様々な実施形態を検討し、取組みを進めていく必要があります。

こども誰でも通園制度

こども誰でも通園制度の本格実施に向けて、保育所等の機能拡充を図ります。就労要件に関わらず、これまで保育所等を利用することができなかった子どもについても支援を強化することで、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な教育・保育環境の整備を図ります。様々な実施方式・運用方法を検討し、子どものより良い成長の観点から、最適な方法となるよう努めます。

○ 今後の保育施設整備の方向性について

今後の保育施設の運営について

認可保育園や認定こども園、家庭的保育事業等、認証保育所については、需給バランスに留意しつつ運営を行っていきます。特に区有地を活用した保育施設については、保育の安定的な供給の必要性から、需給バランスを踏まえた運営の判断はより慎重に行うこととします。また、保育所運営に関する保育事業者の意向については定期的に確認し、閉所する場合には、児童や保護者に与える影響をなるべく抑えるため、十分な期間を設けるよう事業者と協議していきます。

保育ニーズに見合った補助等の見直しの検討

区内には様々な保育施設がありますが、閉所する保育施設も出てきているため、必要に応じて、区独自施策として行っている運営費や利用料の補助等については保育ニーズに見合った内容に見直すとともに、区独自に補助を行っている認可外保育施設については家庭的保育事業等や認可保育園、認証保育所への移行について検討する等、補助金等のあり方を見直していきます。

地域の保育ニーズに応じた施設の配置

区立小学校の通学区域である8区域ごとの児童数に対する定員と空き状況を整理したところ、空き状況については複数の要因が影響していると考えられ、区域によって偏りが見られることが分かりました。

今後、保育施設の移転や新規整備の際には、地域の保育ニーズに応じた施設の配置となるよう留意し、空きが少なくかつ比較的施設整備が進んでいない区域に整備するよう努めます。

第6章 計画の推進にあたって

本計画に位置づけられた各取組みや事業については、国の基本指針に従い、年度ごとにPDCAサイクルを基本とした点検・評価を実施していきます。また、点検・評価の結果が、より実効性の高い施策展開につなげられるよう、実績や効果等について自己評価を行うとともに、この自己評価に対して「千代田区子ども・子育て会議」における学識経験者等の知見を活用し、第三者の視点から評価を行っていきます。点検・評価の結果は、その後の施策展開に反映するとともに、議会への報告及び広く区民への公表を行い、行政の透明化を図っていきます。

本計画は、教育委員会だけでなく、庁内関係部署、区民、地域団体等、多様な主体との連携・協力を行い、子どもの育成や子育て世帯を、まち全体で支える仕組みづくりを進めていきます。



第3期千代田区子ども・子育て支援事業計画(素案)の概要

発行 令和7年3月
千代田区教育委員会事務局 子ども部子育て推進課
〒102-8688 東京都千代田区九段南一丁目2番1号
電話 (03) 5211-3653